

## 事業主(給与支払者)の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と町民税・県民税の納税にご協力ください

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き(書類の受け取り、納税、還付金の受領など)を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「納税管理人申告書兼承認申請書」により、納税管理人の届け出をお願いします。  
(地方税法第300条、さつま町税条例第25条)

### 1 出国される方が**特別徴収**の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の町民税・県民税の納税が困難となるため、出国される1ヶ月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
1月から5月までの間	① この期間の未徴収額は、最終の給与から一括徴収してください。 ② 1月1日に住民票が“さつま町”にある方は、帰国されても、新年度の町民税・県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。 ③ 別紙「町民税・県民税税額試算依頼書」で対象者を“ <u>さつま町税務課</u> ”にご連絡ください。新年度の税額(概算)を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6月上旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

### 2 出国される方が**普通徴収**の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の町民税・県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。